

## 第 4 5 号議案

中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 0 年 3 月 2 8 日

提出者 中野区長 田 中 大 輔

(提案理由)

介護保険法施行規則及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年中野区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「法人」の次に「又は病床を有する診療所を開設している者（法第8条第23項に規定する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請を行う場合に限る。）」を加える。

第5条第1号中「定める者」の次に「（法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第16条中「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「法施行規則」という。）」を「法施行規則」に改める。

第46条第1項中「定める者」の次に「（法施行規則第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者に限る。）」を加える。

第59条の3第1項、第59条の9第4号及び第59条の10第5項中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 2 中野区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年中野区条例第 号）の一部を次のように改正する。

第59条の13第3項の改正規定を削る。

第3章の2中第5節を第6節とし、第4節の次に1節を加える改正規定中「指定地域密着型通所介護従業者」を「地域密着型通所介護従業者」に改める。

第61条第1項の改正規定中「この条」を「この項」に改める。